



次期

「JA静岡2か年計画」樹立へ ～第53回静岡県農協大会開催～

静岡県JAグループは12月3日、第53回静岡県農業協同組合大会を静岡市内で開催します。この大会は、次期「JA静岡2か年計画～組合員とともに創造“農業と協同の未来、～”を樹立すると共に、取り組みの主役となる組合員の皆さまと役職員がその方向性を共有する大切な場となります。

静岡県JAグループでは、令和2年度から長期ビジョン「10年後の現実像～事業・経営を創造し、農業の未来を切り拓く協同組合～」を策定し、①農業の飛躍的な生産拡大と②経営環境に対応した事業・経営の転換に取り組んでいます。

次期「JA静岡2か年計画」は、「10年後の現実像」の一期目である現3か年計画(令和2～4年度)の取り組みに、昨今の情勢変化を踏まえてステップアップすることを基本的方向としています。

現3か年計画では、生産部会の強化や担い手の育成確保、労力の確保、販路の拡大などにより、農業の飛躍的な生産拡大の各施策を展開しました。また、各事業における組合員・利用者との接点の再構築や経済事業の収支改善などにより、JA経営基盤の確立・強化を進めました。

一方で、国内農業は、新型コロナウイルス感染症

の拡大、自然災害の頻発・激甚化、ロシアのウクライナ侵攻に伴う生産資材高騰など、予期せぬ環境変化にさらされています。また、SDGsなど持続的社会的実現への意識の高まり、デジタル技術の加速による非対面化の進展など、社会構造の転換や価値観の変容が急速に進んでいます。

県内の農業・JAにおいては、高齢化などによる農家組合員数の減少が進むと共に、コロナ禍などにより組織活動も停滞する傾向がみられます。

JAが将来にわたって農業の生産基盤を支えていくためには、JAと共に歩む組合員・利用者に改めて向き合い、次世代にわたってJA組織基盤を盤石にしていくことが重要です。

このため、次期「JA静岡2か年計画」では、「生産基盤」「経営基盤」に「組織基盤」を加えた3本柱とし、組織基盤の強化を通じて生産基盤と経営基盤を確立・強化していく「JA運営の好循環」を目指す方向性を打ち出しています。

「協同」の下に集う仲間である、組合員の皆さまとJA役職員がより一層絆を深め、共に次期「JA静岡2か年計画」を着実に実践し、「10年後の現実像」の実現に向けて挑戦していきましょう。

令和5年は農協役員改選期です

～農業とJAの将来を託せる信頼と行動の人を役員に！～

令和5年は任期満了に伴う役員改選の年です。JAが将来にわたって組合員との対話に基づく「不断の自己改革」を実践し、農家組合員の所得向上や地域振興に寄与し続け、持続可能な経営基盤の確立強化を図るために、JA運営の舵を取る役員には農協法の構成要件を前提に高い経営管理能力が求められます。JAを守り発展させるという高いマネジメント能力に加え、強い責任と覚悟をもった経営者を選任しなければなりません。役員改選は極めて重要です。農業とJAの将来を託せる人を選ぶことが強く求められています。

～このような人を役員に～

- 農業・JAの将来について語れる人を!
- 事業を率先して利用し、かつ健全な利用関係にある人を!
- 責任感があり、公平で組合員の信頼が厚い人を!
- 農業・JA事業の知識や経験を有し、農業振興・JA事業に関する能力のある人を!
- 全JA的な立場に立って合理的な判断を下せる人を!
- 事業展開に前向きな感性を持っている人を!
- 業務知識の習得など、たゆまぬ自己啓発に努める人を!
- 組合員のために行動し、健康で任期をまっとうできる人を!



- 1 選任と構成は、農協法の本則による理事の過半が認定農業者および実践的能力者となるよう選任する。
- 2 農業振興とJA事業の高度化とリスクの双方に対応できる役員体制とするため、認定農業者と実践的能力者のバランスのとれた構成とする。
- 3 JAが地域の重要な役割を果たしていることから、法の構成要件を満たす範囲で認定農業者や実践的能力者以外からも役員に適任者を選任する。

※法で規定された年齢・性別に著しい偏りがないよう、地域枠等でもできる限り青年や女性の選任・推薦をする。

【理事の役割】

選ばれた理事全員で構成する理事会は、組合長など常勤理事と一体となって、組合の業務執行を決定しなければなりませんので、非常勤の理事であってもJA経営者の一員です。高度化・複雑化する事業運営を的確に行い、自己責任経営を担っていかねばなりません。また、組合員のニーズをくみ上げてJA運営に反映させる組合員のリーダーであると共に、全JA的な視点に立って、JAの自己改革を進める力も求められます。

【監事の役割】

監事の主な役割は、組合の運営が健全かどうか、組合員の負託に応えているかどうか理事の職務執行を監査することです。単に理事の業務執行を監査するだけでなく、組合の事業の運営が適法・妥当かを役員立場から俯瞰的・網羅的に監査する必要があります。このため、JAの組織・事業に精通し、かつ全JA的な視点から意見を表明できることが求められます。